

2家 第241号
令和 2年 4月27日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(子ども未来部家庭子ども相談課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

「子育て世帯への臨時特別給付金」の通知文発送業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する支給対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【諮問案件】

「子育て世帯への臨時特別給付金」の通知文発送業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が管理する支給対象者の情報を、オンライン結合等により受託事業者へ提供することにかかる公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

○業務概要

国は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、緊急経済対策として、児童手当の受給者を対象に「子育て世帯への臨時特別給付金」（以下「給付金」という。）を支給することを決定した。給付金の実施主体は、市とされている。

給付金の支給に当たり、申請は必要ないが、贈与契約成立のために個別通知が必要となっているため、本市では、給付金の支給要件に該当する対象者（以下「支給対象者」という。）に対し、お知らせ等を送付する予定である。

給付金を6月10日に支給する予定であるため、5月中旬にはお知らせ等を送付する必要があるが、一つ一つの工程を個別に委託する時間的余裕がないことから、発送に関わる全ての業務（お知らせ等作成、封筒作成、宛名印字、封入封緘）を民間事業者へ委託する。

○提供する個人情報の内容 支給対象者の住所、氏名（22,000人分）

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

この事業は、日々の生活に困窮している方々に対し、生活維持のための資金を支給するものであり、迅速に実施する必要がある。

5月中旬に支給対象者へお知らせ等を送付するためには、より迅速かつ確実に作業を進める必要があり、オンライン結合等によりデータを提供することは、公益上の必要があると考える。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報の提供に当たっては、電磁的記録媒体（USBメモリ）に記録し、パスワード設定を行ったうえで職員が受託事業者へ直接手渡しする予定である。契約書には個人情報取扱いに関する条項を明記する（別紙）。

また、受託事業者は、プライバシーマーク（※）を取得しており、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している。なお、受託事業者は、児童手当の現況届の封入封緘業務を過去5年以上請け負っており、情報漏えい等の事故は起きていない。

本業務は、市の承認を前提として、受託事業者から別の民間事業者へ一部を再委託する予定である。受託事業者から再受託事業者への情報の提供は、上記のUSBメモリを直接手渡しにて行う予定である。再受託事業者もプライバシーマークを取得しており、国税の確定申告の宛名印字や封入封緘業務を過去10年以上請け負っており、情報漏えい等の事故は起きていない。

以上のことから、情報漏えい等のリスクは低いと考えられるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

※プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバ

シーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

○実施時期 令和2年5月上旬

【別紙】

業務委託契約書案（抜粋）

甲：久留米市 乙：受託者

（秘密の保持）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 〇条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

（再委託の禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（収集の制限）

第〇条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第〇条 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第〇条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（授受及び搬送）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

（保管及び返還等）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第〇条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(報告)

第〇条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第〇条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第〇条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(契約の解除)

第〇条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。

(損害賠償)

第〇条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。